

## 非正規の60歳雇い止めを事実上撤回

(三井住友信託銀行)

三井住友信託銀行が、10年以上の長期にわたり雇用契約を反復更新してきた営業嘱託社員のMさんを、60歳を迎える今年12月で雇い止めにしようとしていた問題で、金融ユニオンとの8月22日の2回目の団体交渉の席上、「本人の希望や組合の意見をふまえて、60歳以降にMさんに担っていただく新たな業務を検討する」として、Mさんへの雇い止めを事実上、撤回しました。

この日の団体交渉では、来年1月以降の新しい業務についての具体的な説明はなされませんでした。目標・ノルマなどを課すことはないことを約束し、63

歳で一部年金を受給しても、「特段の事情がない限り、60歳から65歳まで賃金を減額することなく、働いていただく」と回答しました。

Mさんの60歳以降の具体的な職務内容や労働条件については、10月中に組合に提示することになりましたが、団体交渉に参加したMさんは「組合（金融ユニオン）に入っていないかったら、絶対に60歳で雇い止めされていたと思います。この2カ月近く、不安で眠れない夜が続いていたけれど、今夜からゆっくり眠れそうです。組合の力と大切さを改めてかみしめています」と喜びを語っています。

### 労働法制改悪が重大な局面に

厚労省が示した「働き方改革推進法案」要綱は、これまでの労働法制・政策を大転換させ、労働者の実態をさらに劣悪にさせるものです。

労働時間規制では、一切の規制を取り払う「残業代ゼロ制度」＝高度プロフェッショナル制度を導入。裁量労働制の拡大とあわせて長時間労働に拍車をかけ、過労死を促進するものです。

残業の上限規制も過労死ラインの働き方にお墨付きを与える逆行した内容です。「生産性の向上」を新たに雇用政策の柱にすえるとしており、成果を上げるまで際限のない労働強化を押し付けるものです。すべての労働者に人間らしい雇用を保障すべき労働法制・政策の根本的変質といわざるをえません。

くわえて問題なのが、8本もの法律を一括改定するやり方です。これだけ多くの領域にかかわる内容を一括して審議することは過去にありません。内容もやり方も異常というほかに、労働者・国民との矛盾は避けられません。

#### 近畿地協第12回定期大会のご案内

日時 2017年10月21日(土)  
11時～16時

場所 京都市「ホテル本能寺」

- 議題
- 一、2017年度たたかひの総括
  - 一、2018年度運動方針
  - 一、決算・予算
  - 一、役員選挙
  - 一、その他

#### 【働き方改革推進法案のポイント】

基本理念	生産性向上、多様な就業
時間外労働	月100時間未満まで容認
労働時間規制	規制撤廃の「高度プロフェッショナル制度」導入。裁量労働の対象拡大
次の勤務までの休息保障	勤務間インターバルは努力義務で目標時間もなし
正規・非正規の格差	能力や成果、配置転換の有無で格差容認。労使協定を結べば派遣社員は適用除外
残業代割増率の引き上げ	中小企業への適用は3年先送り

#### 2018年度金融労連近畿地協役員選挙告示

選挙管理委員長 白波瀬隆人

2018年度金融労連近畿地協役員選挙について下記の通り告示します。

記

- 一、投票日 2017年10月21日(土)
- 一、場所 近畿地協第12回定期大会会場
- 一、定員 議長 1名  
副議長 2名  
事務局長 1名  
事務局次長 1名  
会計監事 2名
- 一、立候補締め切り 10月21日(土)正午
- 一、文書をもって選挙管理委員長宛届け出ること

## 最低賃金 25 円増の 848 円に

2017 年度の最低賃金改定が 25 円増の 848 円(全国加重平均)となり、9 月 30 日から 10 月 7 日にかけて順次各府県で発効されることとなります。

日本の最低賃金は、世界の主要国が採用する「全国一律制」ではなく、都道府県で異なる地域別制度です。そのため、最低賃金に張り付いた時給での募集が多いコンビニなどでは、同じ仕事をしていても東京都と宮崎県で 221 円もの格差があり、この格差は年々拡大しています。安倍政権の「働き方改革」で宣伝されている「同一労働同一賃金」が、いかに口先だけの人気取り方針であるかが、わかります。

最低賃金の地域間格差が、東京・神奈川・大阪など、高い所への人口流出を進める大きな原因となり、「地方創生」どころか「一極集中」を生んでいます。

地域別最低賃金制度を改め、全国どこでも、誰が働いても、生計費を基準にした最低賃金が保障される全国一律最低賃金制度を実現することが、求められています。

### 近畿の最低賃金改定状況

都道府県	改定前	改定後	引上額	発効日
滋賀	788 円	<b>813 円</b>	25 円	10/5
京都	831 円	<b>856 円</b>	25 円	10/1
大阪	883 円	<b>909 円</b>	26 円	9/30
兵庫	819 円	<b>844 円</b>	25 円	10/1
奈良	762 円	<b>786 円</b>	24 円	10/1
和歌山	753 円	<b>777 円</b>	24 円	10/1
全国加重平均	823 円	<b>848 円</b>	25 円	9/30-10/7

## 電通モデルの過労死落語

(落語作家・笑工房代表 小林康二)

電通の過労死事件で最高裁は 17 年前、会社には労働者の安全配慮義務があると明快な判決を下した。が、電通はその後も月 100 時間超の残業をさせながら、労働者に「70 時間以下」の偽装申告をさせていた。

この間、労基署は立ち入り調査 10 回、是正勧告を 5 回行ったが、電通は違法残業を認めず、入社 1 年目の高橋まつりさん(当時 24 歳)を死に至らしめた。



電通労組幹部に聞きたい。あなた方は「過去の 2 人の過労死、最高裁判決、労基署の是正勧告を、知らなかった」と言うのか。

電通事件を風化させてはならない。だが、東京地検は罰金数十万円の略式起訴で幕にする方針だ。(※東京簡裁が公判を開くべきと判断した)

私は、怒りをこめて電通モデルの落語「ケンちゃんの夢」を書いた。

ヤマ場は過労死した平田係長の妻・美智子が生協労

組で女性部長を務める長女と、中学 1 年の長男を伴い、労災認定の協力を求めて労組三役を訪ねる場面。

組合長は「毎月の残業が、労災認定基準の 80 時間以下」と拒否。これに長女が激怒し、「組合の最低の義務は、使用者に法律を守らせること、会社の違法を黙認した結果の過労死」とかみつき、長男も「お父ちゃんの組合は死んだ組合だ」と迫る。妻・美智子は「毎日の生活から、音も光も色もぬくもりも消え、どうしても心の空洞を埋めることができずに……」と胸中を吐露する。

過労死と組合の責任を取り上げた「ケンちゃんの夢」に、北海道の「過労死等防止シンポジウム」(厚労省主催・11 月)から出演依頼があった。全国の労働組合で聞いてほしいものだ。

(2017 年 7 月 5 日「連合通信」より)

## 長時間労働の実態を調査

(京都・綾部市職労)

綾部市職員労働組合は 6 月、職場アンケートを実施し、長時間労働の実態を聞きました。

若い組合員から「残業が多い」「休暇が取れない」などの声が上がっていたためです。

執行委員らが、ほぼ全ての職場で対話を進めながら非組合員を含む 142 人からアンケートを回収。人員不足に加え「業務分担の偏り」などを指摘する声が集まりました。

アンケート結果は、さっそく職場ニュースにして職員に配布。

大島正委員長は「具体的な提案や組合への期待も多く出されて嬉しい。これからの要求につなげていきたい」と手応え



を語りました。京都自治労連の機関紙(7 月 5 日号)が取り組みを紹介しています。

### 当面の日程

10 月 7~8 日(土・日)

金融労連女性のつどい(近江八幡)

17 日(火) 龍谷大学就職ガイダンス

21 日(土) 近畿地協定期大会

(ホテル本能寺)

24 日(火) 渡島信金裁判判決(函館)

11 月 4 日(土) 京都北都従組定期大会(宮津)

18~19 日(土・日)

金融労連春闘討論集会(伊東「じゅらく」)